

広島市建設工事等競争入札参加資格者指名停止審査会設置要領

(平成8年4月1日制定・令和5年3月31日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格者に対して指名停止の措置を行うに際し、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「要綱」という。）第8条の2第1項の規定により事前に審査を行わせるため、広島市建設工事等競争入札参加資格者指名停止審査会の設置及び審査の対象となる指名停止の措置並びに構成その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 要綱第8条の2第2項の規定に基づき、広島市建設工事等競争入札参加資格者指名停止審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査の対象となる指名停止の措置)

第3条 審査会において審査の対象とする事案は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表各号に規定する措置要件のうち、期間が長期及び短期をもって定められているものを適用しようとする事案
- (2) 要綱第4条第4項から第6項までの規定を適用しようとする事案
- (3) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置運用基準（平成16年6月1日施行）第5の7の(4)のただし書の規定を適用しようとする事案
- (4) 要綱第5条の規定を適用しようとする事案
- (5) その他財政局長が特に必要と認める事案

2 前項の規定にかかわらず、財政局長が別に定める事案又は物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第12条に規定する広島市物品等競争入札参加資格者指名停止審査会において審議決定された事案にあつては、審査会の審査を省略することができる。

(構成等)

第4条 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

財政局長
都市整備局長
都市整備局指導担当局長
道路交通局長
下水道局長

- 2 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ財政局長、都市整備局長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(持回り審議)

第6条 会長は、やむを得ない事情がある場合、会議を開催することに代えて、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

- 2 前項の場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(関係職員の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料の提出を求めるほか、会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、財政局契約部工事契約課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日（平成25年3月29日）から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日（平成25年5月28日）から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日（平成28年12月22日）から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日（令和元年7月10日）から施行する。

附 則

この要領は、決裁のあった日（令和4年3月31日）から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。